

第 1 2 節 ライフライン応急対策計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 施設設備の被害状況の早期調査 (1) 被害が発生した場合 ⇨ 府に報告、関係機関に通報 (2) 二次災害が発生するおそれがある場合等 ⇨ 関係機関、付近住民に通報 2 復旧の順位 ⇨ 必要度の高いものを優先 3 関係機関、住民等への広報 ⇨ 被害状況、供給状況、復旧状況、今後の見通し	下水道総務課 下水道工務課 土木管理室 水道部（総務課・営業課・工務課・浄水課） 関西電力(株) 大阪ガス(株) 西日本電信電話(株)

第 1 計画の方針

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第 2 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市及び府に報告する。

第 3 上水道施設

1 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合には、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急給水及び復旧

- (1) 給水車、給水タンク等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (3) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

3 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、広報車等により被災地域住民に対し被害状況、給水状況、復旧の見通し等について広報する。

第 4 下水道

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動機によるポンプ運転を行う。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、市指定排水設備工事業者等の協力により必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、広報車等により被災地域住民に対し被害状況、復旧の見通し等について広報する。

第5 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第6 ガス（大阪ガス株式会社南部導管部）

1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第7 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

(3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急復旧

(1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(3) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。